

平成31年度 奈良県友好交流を担う次世代養成事業（中国陝西省） 募集要領

1 事業の目的

国際交流に意欲と関心のある青年を、県が友好提携を締結している中国陝西省へ派遣し、同世代の青年との交流、奈良とのゆかりの深い歴史文化遺産の視察及び行政機関等への訪問などのプログラムを通して、奈良県青年の国際性を育成し、今後の奈良と中国との友好交流を担う次世代の養成を図ることを目的とします。

2 事業の概要

- (1) 主催 奈良県
- (2) 派遣先 中華人民共和国（陝西省（西安市）、江蘇省（揚州市）、上海市）
- (3) 期間 令和元年9月4日（水）～9月8日（日）（4泊5日）
※上記の派遣プログラムのほか、本事業の効果を高めるため、下記の日程で事前研修及び事後研修を実施します。
 - ・事前研修：令和元年7月6日（土）、7月13日（土）、8月24日（土）
 - ・事後研修：令和元年10月5日（土）
- (4) 募集人数 6名程度
- (5) 主な内容
 - ・現地大学生との交流（プレゼンテーションや意見交換、ホームステイ体験など）
 - ・奈良県ゆかりの場所の見学
 - ・行政機関、各種団体等の視察
- (6) 参加費用 3万円程度（6(2)に該当する費用 ①食事代（飲料代含む）、②海外旅行傷害保険料）
※その他、6(3)に該当する費用は参加者が必要に応じ直接負担して下さい。
また、派遣プログラムについては事業者（以下「事業者」という。）との契約については、奈良県が行うものとします。

3 応募資格

「奈良県友好交流を担う次世代養成事業（中国陝西省）」（以下「本事業」という。）に応募可能な方は、以下の条件を全て満たす方とします。ただし、奈良県知事公室国際課（以下「国際課」という。）が実施する海外派遣事業に参加したことのある方は、本事業に応募することができません。

- (1) 平成31年4月1日現在で、奈良県内に在住、または奈良県内に通学、通勤をしている者（但し、外国籍の留学生及び外国籍の研修生は除く）
- (2) 平成31年4月1日現在で、18歳以上30歳未満（平成元年4月2日から平成13年4月1日までに出生）の者（但し、19歳以下の者の応募については保護者の承諾が必要）

- (3) 友好交流、国際交流や異文化理解に意欲と関心があり、帰国後に本事業の成果を生かして、奈良県の実施する友好交流事業、国際交流事業に積極的に協力できる者
- (4) 心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (5) 中国に対して関心がある者
- (6) 事前研修、派遣プログラム及び帰国後研修等の事業の全日程に参加できる者（ただし、真にやむを得ない事情により一部日程を欠席する必要がある場合は、それを証明する書類の提出をもって欠席を認めることがあります。）
- (7) 上記(6)にかかる課題等を遅滞なく提出できる者
- (8) 中国への渡航手続きを必要な期日までに完了できる者

4 応募方法

(1) 提出先及び提出方法

本事業に応募しようとする方は、以下(2)に掲げる必要書類をそろえて、国際課へ直接持参、又は郵送により提出してください。提出された書類は理由の如何に問わず返却しませんので、必要な場合は各自で写しを取ってください。なお、本事業に応募された場合、当該年度に国際課が実施する他の海外派遣事業に重複応募することはできません。

※直接提出する場合、令和元年5月27日(月)17時15分までに国際課(奈良県本庁舎6階)へ提出してください。受付は月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までです(但し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

※郵送の場合、令和元年5月27日(月)必着とします。

(2) 提出書類

① 参加申込書(第1号様式)1通

※上半身正面脱帽の写真を申込書の所定欄に添付すること。

※様式は国際課において配布するほか、国際課ホームページからもダウンロード可。

② 作文(第2号様式)1編

テーマ「わたしにできる国際交流」

ただし、以下の3項目について、必ず記述すること。

- 1) 本事業に参加しようと考えた動機や中国から学びたいこと
- 2) 本事業への参加経験を、今後の国際交流活動及び将来の目標(キャリアプラン)にどの様に活かそうと考えているか
- 3) 中国において、どのようなポイントで奈良県をPRしたいか

※題名及び氏名を除き1200字程度で作成すること。

※第2号様式を使用し、縦A4判横書きで作成、氏名を明記すること。(パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。)

③ 奈良県内に在住、又は奈良県内に通学、通勤していることを証明する書類 1通

例：住民票、在学証明書、課税証明書、学生証・社員証等の写し

④ 保護者承諾書(第3号様式) 1通

※応募時点で、19歳以下の者のみ要提出。

- ② 自宅等～事前研修及び事後研修の集合・解散場所間の交通費
- ③ 自宅等～関西国際空港間の往復交通費
- ④ 疾病又は傷害の治療費用（その予防にかかる費用含む）
- ⑤ 電話料・郵便料等の通信費
- ⑥ 通貨の両替にかかる手数料
- ⑦ その他の個人の用に必要な経費

7 事前研修について

中国陝西省への派遣プログラムをより効果的なものとするため、関連する内容を事前に学習する事前研修を実施します。

なお、研修においては、研修毎のレポート、訪問先の事前研究、訪問先で発表するプレゼンテーション資料を提出する必要があります。

- (1) 日 程 令和元年7月6日（土）、同年7月13日（土）、同年8月24日（土）
- (2) 場 所 奈良県庁または同庁付近の公共施設及び奈良県内（フィールドワーク）
- (3) 内 容 中国語講座、中国の国情理解、奈良県の概要、奈良県の国際交流及び友好交流施策、奈良県と中国（陝西省）とのゆかり、フィールドワーク 等

8 派遣プログラムについて

派遣先では様々な活動を実施するため、参加者にはプログラムをとおして主体的な取り組みが求められます。主なものは以下のとおりです。

- (1) 現地大学でのプレゼンテーション：現地学生との交流において、事前研修で作成した奈良県を紹介するプレゼンテーションを発表いただきます。
- (2) 訪問先での発言等：各訪問先においては、積極的に発言や質問をし、理解を深めることが求められます。
- (3) その他、団体でのプログラムを円滑に実施するため、ルールに従い、自主性を持った行動が求められます。

9 派遣プログラム終了後について

事前研修や派遣プログラムで得た成果を具体化させるため、派遣プログラム終了後に以下のとおり事後研修等を実施します。

(1) 事後研修の実施

派遣プログラム終了後、事後研修を実施し、事前研修や派遣プログラムで得た知識や経験を生かし、奈良県の国際交流の推進のため、今後どのような活動に取り組んでいくかについて発表いただきます。

- ・日 程 令和元年10月5日（土）
- ・場 所 奈良県庁または同庁付近の公共施設

(2) レポートの提出

参加者は派遣プログラム終了後、指定する期日までにレポートを提出するものとします。

(3) 奈良県国際交流サポーターへの登録

参加者は国際交流のサポーターに登録するものとします。登録後は、必要に応じて奈

奈良県が実施する友好交流事業、国際交流事業へ協力することとし、ボランティアとして可能な範囲でお手伝いいたします。

10 その他

(1) 国際情勢の変化や天災等やむを得ない事由により、本事業を中止又は延期する場合、もしくは実施内容の変更を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、その場合に新たに発生する費用（例：航空券や宿泊ホテルの取消し手数料等）がある場合は、奈良県が負担します。ただし、上記6で参加者本人の負担としている費用のうち、既に参加者が負担した費用（例：旅券発給手数料、海外旅行傷害保険料等）がある場合、その費用の弁償はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 本事業への応募者数が募集人数を著しく下回る場合は、本件募集を取り消し、本事業の実施を中止又は延期する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 奈良県及び事業者は、本事業の実施に必要な範囲内で参加者の個人情報を使用することがあります。また、奈良県は、本事業を通して撮影した参加者の写真等を使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

11 問い合わせ先・書類提出先

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県知事公室国際課 国際交流係

担当：戸田、橋本

電話：0742-27-8477 / FAX：0742-22-1260

メール：iad-nara@mahoroba.ne.jp

ホームページ：http://www.pref.nara.jp/8956.htm